

令和8年1月28日提出

## 【諮問案件】

- ③ 市街化調整区域における産業系土地利用に関する  
基本方針（案）の策定について

## 市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針

【旧】	【新】	【変更理由】
<p><b>3. 基本的な考え方</b></p> <p>産業立地に必要な都市計画の変更等においては農業施策等との調整などが必要となることを踏まえると、区域区分の変更により市街化区域を拡大し対応することが基本的な方針ですが、現在は<b>本市の活用可能な工業</b>フレーム※がないため、産業立地のための<b>区域区分拡大</b>は<b>不可能</b>です。</p> <p>一方で市街化調整区域については、フレームに影響しないことを前提とし、その場所で土地利用を図るだけの優位性がある場合に、限定的な土地利用が可能とされていることから、地区計画制度などの活用による市街化調整区域の利用を検討するものとします。</p> <p>なお、市街化調整区域は、都市計画法において「市街化を抑制する区域」と規定されており、人口減少社会におけるまちづくりにおいて目指すべきコンパクトシティの実現のためにも重要な仕組みであり、特に市街化区域に誘導を図るべき用途については、市街化調整区域における立地を避けることが重要です。</p> <p>上記を踏まえ、市街化調整区域の有効な土地利用の実現に向け、市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において、開発許可制度や民間活力の導入により、市の施策に整合し、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与する一定の土地利用を可能とするものです。</p> <p>※フレームとは、市街化区域の設定の際に必要な、人口及び産業の将来の見通し等に基づき、市街地として必要と見込まれる面積。</p>	<p><b>3. 基本的な考え方</b></p> <p>産業立地に必要な都市計画の変更等においては農業施策等との調整などが必要となることを踏まえると、区域区分の変更により市街化区域を拡大し対応することが基本的な方針ですが、現在は、<b>本市が含まれる札幌圏都市計画区域において、具体的な土地に割り付けられていない保留</b>フレーム※がないため、産業立地のための<b>市街化区域の拡大</b>は<b>困難</b>です。</p> <p>一方で市街化調整区域については、フレームに影響しないことを前提とし、その場所で土地利用を図るだけの優位性がある場合に、限定的な土地利用が可能とされていることから、地区計画制度などの活用による市街化調整区域の利用を検討するものとします。</p> <p>なお、市街化調整区域は、都市計画法において「市街化を抑制する区域」と規定されており、人口減少社会におけるまちづくりにおいて目指すべきコンパクトシティの実現のためにも重要な仕組みであり、特に市街化区域に誘導を図るべき用途については、市街化調整区域における立地を避けることが重要で<b>あり、既存の市街化区域内の土地利用を優先する必要があります</b>。</p> <p>上記を踏まえ、市街化調整区域の有効な土地利用の実現に向け、市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において、開発許可制度や民間活力の導入により、市の施策に整合し、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与する一定の土地利用を可能とするものです。</p> <p>※フレームとは、市街化区域の設定の際に必要な、人口及び産業の将来の見通し等に基づき、市街地として必要と見込まれる面積。</p>	<p>※フレームは札幌圏都市計画区域全体で検討することから表現を見直し。その他、文言の見直し。</p> <p>※産業用地の確保に向けては、市街化区域拡大よりも既存の市街化区域内での対応であることを明確にするため記載。</p>
<p><b>4. 本市の産業用地の現状</b></p> <p>北海道を代表する産業拠点である石狩湾新港地域は、開発規模が約 3,000 ヘクタール、札幌駅から約 15 キロ、車で 30 分程度という立地です。現在、立地企業は約 770 社、就労人口は 2 万人を超える巨大な産業空間です。</p> <p>近年は企業立地が好調であり、分譲用地の 8 割以上が売却済みとなっているほか、大規模な一団の用地の不足が懸念されています。</p> <p><u>工業地区については分譲可能用地が約 120 ヘクタールですが、複合支援地区は約 50 ヘクタール、流通地区については約 2 ヘクタールと少なくなっています。</u></p> <p><u>このままのペースで企業立地が続く場合、近いうちに分譲用地が枯渇するものと考えられます。</u></p>	<p><b>4. 本市の産業用地の現状</b></p> <p>北海道を代表する産業拠点である石狩湾新港地域は、開発規模が約 3,000 ヘクタール、札幌駅から約 15 キロ、車で 30 分程度という立地です。現在、立地企業は約 770 社、就労人口は 2 万人を超える巨大な産業空間です。</p> <p>近年は企業立地が好調であり、分譲用地の 8 割以上が売却済みとなっているほか、大規模な一団の用地の不足が懸念されています。</p>	<p>※整合を図る必要がある区域マスタープランで用いる根拠としては都市計画基礎調査に基づく面積とする必要があるため、削除。</p>

市街化調整区域における  
産業系土地利用に関する基本方針

令和 8 年 月  
石狩市建設部建設総務課

## 1.策定の目的

本市の都市マスターplanにおいて「北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン」として位置付けられ、更なる発展を目指している石狩湾新港地域は、RE ゾーンへのデータセンター立地が相次ぐほか、従来の工業系の立地に加え商業系の立地もみられるなど、産業立地が活発化し、用地の不足が懸念されています。

また、石狩湾新港地域の周囲にある市街化調整区域は、石狩湾新港地域へ接続する道央圏連絡道路をはじめとした主要幹線道路が通過しており、交通利便性が高いという地域特性を有していることから、都市的土地区画整理事業の需要圧力は増加していくものと考えられます。

このため、市街化調整区域における自然環境や農業環境の維持・保全を図りながら、社会情勢の急激な変化に対応するとともに、産業用地不足という課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるため、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」を定めるものです。

## 2.本方針の位置づけ

「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」は、石狩市都市整備骨格方針（都市計画マスターplan）の土地利用方針を補完する方針です。

## 3.基本的な考え方

産業立地に必要な都市計画の変更等においては農業施策等との調整などが必要となることを踏まえると、区域区分の変更により市街化区域を拡大し対応することが基本的な方針ですが、現在は、本市が含まれる札幌圏都市計画区域において、具体的な土地に割り付けられていない保留フレーム※がないため、産業立地のための市街化区域の拡大は困難です。

一方で市街化調整区域については、フレームに影響しないことを前提とし、その場所で土地利用を図るだけの優位性がある場合に、限定的な土地利用が可能とされていることから、地区計画制度などの活用による市街化調整区域の利用を検討するものとします。

なお、市街化調整区域は、都市計画法において「市街化を抑制する区域」と規定されており、人口減少社会におけるまちづくりにおいて目指すべきコンパクトシティの実現のために重要な仕組みであり、特に市街化区域に誘導を図るべき用途については、市街化調整区域における立地を避けることが重要であり、既存の市街化区域内の土地利用を優先する必要があります。

上記を踏まえ、市街化調整区域の有効な土地利用の実現に向け、市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において、開発許可制度や民間活力の導入により、市の施策に整合し、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与する一定の土地利用を可能とするものです。

※フレームとは、市街化区域の設定の際に必要な、人口及び産業の将来の見通し等に基づき、市街地として必要と見込まれる面積。

#### 4.本市の産業用地の現状

北海道を代表する産業拠点である石狩湾新港地域は、開発規模が約3,000ヘクタール、札幌駅から約15キロ、車で30分程度という立地です。現在、立地企業は約770社、就労人口は2万人を超える巨大な産業空間です。

近年は企業立地が好調であり、分譲用地の8割以上が売却済みとなっているほか、大規模な一団の用地の不足が懸念されています。

#### 5.本市の産業需要

近年、石狩湾新港地域においては、従来の工業系産業の立地に加え、多様な産業の立地が進んでいますが、特にデータセンター等のデジタル関連産業や、物流産業の立地需要が旺盛です。

それぞれの産業については、主に以下のような立地条件が求められています。

デジタル関連産業（データセンター）	物流産業
10ha程度のまとまった土地	交通利便性の高さ
電力・通信インフラ	港湾・空港へのアクセス
再生エネルギーの利活用が可能	大消費地に近接
災害リスクの低さ	広大で平坦な敷地
など	災害リスクの低さ など

#### 6.土地利用の方向性

基本的な考え方や産業用地の現状、産業需要を受け、市街化調整区域の土地利用の方向性を以下のように定めます。

- ・石狩湾新港地域周辺の市街化調整区域において、デジタル関連産業及び物流産業を主とする地域の産業振興に寄与する土地利用を検討する。

## 7. 対象区域

土地利用の方向性を踏まえ、石狩湾新港地域周辺の市街化調整区域における産業系土地利用の方針を実現するための対象区域について、各産業で求められる立地条件に対する優位性の観点から定めます。

### ○デジタル関連産業立地に係る優位性

デジタル関連産業の立地においては、再エネが集積する石狩湾新港地域の近傍であること、海底通信ケーブル陸揚げ地の近傍であること、地震等の災害発生の可能性が低いと評価されている地域であること、冷涼な気候による電力消費効率の高さから、石狩湾新港周辺は優位性が高いと考えられます。

### ○物流産業立地に係る優位性

物流産業の立地においては、幹線道路であり小樽～千歳、苫小牧までのアクセスが良好である国道337号道央圏連絡道路、札幌市内までのアクセスが良好な新川通、花川通、国道231号が石狩湾新港地域に接続しており、交通利便性が高いこと、また、大消費地札幌や石狩湾新港地域の近傍であることで、既に集積している北海道最大の冷凍冷蔵倉庫群などの産業や各種サービスの利用・連携による相乗効果が期待できること、さらに、土地が平坦で面積が広く、造成費が安価と考えられることから、石狩湾新港周辺の幹線道路沿線は優位性が高いと考えられます。

以上より、対象区域は生振南地区、樽川東地区、樽川西地区とし、下図のとおりとします。

## 市街化調整区域における産業系土地利用の方針を実現するための対象区域



### 8. 対象区域における土地利用の方針

これまでの整理から、対象区域における土地利用の方針を以下のように定めます。

「石狩湾新港地域に接続する国道 337 号、国道 231 号、道道花川通の沿線においては、海底通信ケーブルの陸揚げ地や再生エネルギー産業集積地の近傍であることや交通利便性の高さ等の優位性を活かした、デジタル関連産業や物流産業の立地を主とする地域の産業振興に寄与する土地利用を図るため、都市構造の維持と周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえた上で、地区計画等による限定期的な都市的土地区画整理事業を検討する。」

## 市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針について

### 1. 目的

石狩湾新港地域は、本市の都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）において「北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン」として位置付けられ、近年は大型データセンターや、大規模な用地を必要とする物流産業の立地が相次ぐなど、産業の集積が活発化していますが、大規模な用地が不足しており、今後、企業からの同様の要請に応えられない懸念があります。

一方、道央圏連絡道路をはじめとした主要幹線道路の沿線には、市街化調整区域が設定されており、アクセス性が高いという地域特性を有していることから、都市的土地利用の需要は増加していくものと考えられます。

このため、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」を定め、市街化調整区域において自然環境や営農環境の維持・保全を行いつつ、有効な土地利用を図ることで、持続可能なまちづくりを進めるものです。

### 2. 土地利用の方針

平成 29 年に施行された地域未来投資促進法では、地域の特性を生かし、地域経済に大きな経済効果をもたらす事業を行う場合、市街化調整区域における開発が可能となりました。

また、「市街化調整区域における地区計画」（調地区）制度の活用も、市街化調整区域における開発が可能となる場合があります。

このため、市街化調整区域においてこれらの制度を活用して土地利用を図るために、本市の都市マスに、市街化調整区域の土地利用方針を位置付ける必要があるため、都市マスの土地利用の方針を補完する本方針を定めます。

市街化調整区域の土地利用については、「石狩湾新港地域周辺の市街化調整区域において、デジタル関連産業及び物流産業を主とする地域の産業振興に寄与する土地利用を検討する。」とし、対象区域を「石狩湾新港地域へ接続する国道 337 号、国道 231 号、花川通の幹線道路沿線の市街化調整区域」とします。

# 「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定」に寄せられた意見と検討結果について

【パブリックコメント実施期間】 令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）まで

【担当部局】 建設部建設総務課

【意見提出者】 9人

【意見件数】 27件

【意見への対応】	採用： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用： 意見を反映しないもの	7件
	記載済： 既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参考： 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	3件
	その他： ご質問・ご意見として伺うもの	17件

【意見の検討経過】 令和7年12月9日～12月17日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成  
12月23日 関係部局に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

## 「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	遮断緑地に広がる道内有数のオオバナノエンレイソウの群生地の周辺エリアを産業系土地利用とすれば、今後群生地の乾燥化は抑えることができずに進み、最悪壊滅してしまうと思われるため、樽川東地区の大規模な開発行為はやめるべきで、もし行われる場合は、環境に対する影響評価をおこない、その際には説明会を開催し、途中経過、結果を公表してください。	不採用	<p>本方針は、市街化調整区域における自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、産業用地不足という課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるために定めるものです。</p> <p>さらに、市街化を抑制する区域である市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において限定的な土地利用を可能とするものです。</p> <p>これらのことから、大規模工業団地を造成するというものではなく、また、防風林や遮断緑地を産業用地として利用しようとするものではありません。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
2	本当はすべて見直してほしいと言いたいが、少なくとも樽川東エリアだけはやめてほしい。	不採用	No.1の回答を参照ください。
3	道道石狩手稻線を挟んだ目の前に、石狩湾新港地区に建設されているような建物が建設されるかもしれないことを住民は知っているのか。	その他	<p>本方針の策定にあたっては、現在、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例に基づき、パブリックコメント手続きを実施しており、広く市民の皆様からご意見を伺う機会を設けることで、市民に周知されているものと認識しております。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
4	生振南地区について、後継者が減っているといつても農業者はまだいる。計画について農業者や生振全体に説明する必要がある。	その他	No.3の回答を参照ください。
5	樽川西地区について住宅地、学校、農業者（羊牧場、農業者）に説明をするべき。	その他	No.3の回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	電磁波低周波問題は今後深刻な問題になってくるため、住宅地に近いということは石狩市にとって深刻な問題。住環境を壊すことはやめてほしい。	その他	現時点で具体的な立地計画はありませんが、具体的な計画が生じた場合は、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、環境に与える影響などについて関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
7	本方針については大賛成。 石狩市における生振地域は、札幌圏・道央圏を結ぶ国道231・337号の重要幹線道路が走り、大都市190万・札幌へのアクセスがよく、平成29年に施行された「地域未来投資促進法」において、地域の特性を生かした経済効果をもたらす事業展開をする場合、市街化調整区域における開発が可能となった背景等から同地域の現在の土地利用を見直す時であると考えます。  生振は石狩湾新港地域の大規模用地の不足が懸念されている現状に対応でき得る適地であり産業空間用地の形成に全力で企業誘致に取り組んでいただきたい。	参考	本方針により生振地区が開発が抑制される市街化調整区域から市街化を促進する市街化区域に変わるわけではありませんが、地域の産業振興に寄与する産業立地については生振地区のみならず本市全体の持続可能なまちづくりにつながるものと考えており、自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において限定的な土地利用を検討してまいります。
8	住宅地と産業用地が隣接する樽川東エリアは検討以前の不適地である。	その他	No.6的回答を参照ください。
9	樽川西エリアは住宅地と300mほどで、遮断緑地に接しており、問題である。	その他	No.6的回答を参照ください。
10	生振南エリアは貴重な防風林を含むほか、オジロワシの営巣林でもあり厳重な保護が必要。この自然環境を残すには防風林を残すだけではなく、広範な周辺環境も保全する必要がある。	その他	No.1的回答を参照ください。
11	住民にとって近隣地区での産業用地の造成、工業施設の建設、運用はデメリットでしかない。そのような苦痛を住民に与える危険がある以上、それに見合うメリットを住民に明確に示し、納得、承諾を得るのが本筋である。	その他	No.6的回答を参照ください。
12	住民に十分な説明会も行っていないうちに、パブリックコメントのみで拙速に事を進めようとしている。この件について住民説明会を開催していただきたい。	その他	No.3的回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
13	物流産業のような大規模な施設が来ることにより広範囲で健康被害が出る可能性が大きく、これを考慮した計画とは感じられない。行政は住民の安心や安全を守る義務がある。このことについてどのように考えて いるか回答願う。	その他	<p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p> <p>市といたしましては、引き続き関係法令に基づき、事業者に対し住民の皆様の安心・安全な生活環境の確保がされるよう、求めてまいります。</p>
14	自然環境、営農環境の維持保全を図りながら、産業立地を可能にと文言ではあるが、具体的な案を示していただきたい。	その他	<p>事業者からの具体的な立地計画が無いため、具体的な案はお示しえませんが、今後、立地計画が生じた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、住環境などの周辺環境の維持保全について、事業者により検討されることとなります。</p>
15	「7.対象区域」に、生振南地区、樽川東地区、樽川西地区の3ヶ所が、産業系土地利用の対象区域としてあげられ、図に赤い点線の楕円で示さ れている。地図が衛星写真ではないので、現在の土地利用のされ方が直 接的にわからず不親切な示し方であると感じている。現状の土地利用に ついての説明が、ここでなされるべきではないか。	不採用	<p>本方針の図については、都市計画基本図を基に対象区域の大まかなエリアを示したものであり、衛星写真である必要はありません。また、土地利用の状況については、具体的な立地計画があった場合に検討するものであり、本方針において特定の区域における土地利用の状況について説明する必要はありません。</p>
16	すべてが農地と見受けられるが、食糧安全保障の観点から、農地を無くすことは許されるのか。市や道などの農業政策と合致するのか。	その他	<p>立地場所の選定については農地以外を優先することになりますが、場合によっては農地の転用も考えられます。転用の可否については、関係部局による農地転用の審査において総合的に判断されます。</p> <p>なお、本方針は、都市計画の観点から産業系土地利用の方針を示すものであり、農地転用を直ちに認めるものではありません。</p>
17	「周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえ」については、どのような周 辺環境なのかを明記し、どのような保全と調和の観点が必要なのかをわ かりやすく記載すべき。	不採用	<p>事業者からの具体的な立地計画が無いため、周辺環境について明記することはできませんが、今後、立地計画が生じた場合に、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの周辺環境の維持保全に向け、事業者において検討されることとなります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
18	「地区計画等」とは何か？説明が必要。	その他	<p>地区計画とは、都市計画法における制度の一つで、都市計画により定められている用途地域などの土地利用の規制の他に、比較的小規模な地区を対象に、建築物の用途や高さなどについて、地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定めてまちづくりを進める手法の一つです。</p> <p>本方針でいう地区計画等とは、パブリックコメント概要の2.土地利用の方針に記載のとおり、「市街化調整区域における地区計画」及び「地域未来投資促進法」のことです。</p>
19	「限定的な都市的土地区画整理事業」とは、具体的にどういうことなのか？	その他	<p>「限定的な都市的土地区画整理事業」とは、市街化調整区域の性格を踏まえ、対象区域全体を一律に開発するのではなく、地区計画等により立地する施設の用途や規模等を限定し、周辺環境との調和を図りながら、必要最小限の範囲で産業系土地利用を図ることを意味しています。</p>
20	「周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえ」るためには、建設部局単独ではなく、環境保全を検討する「石狩市環境審議会」においても審議・検討する必要があると考える。ぜひ、この基本計画を環境審議会へ諮問し、審議・検討すべきである。	その他	<p>立地する企業の規模、業種も定まっていない状況下では、環境に与える影響を審議することはできません。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
21	樽川東地区は、遮断緑地を健全な状態で維持し、絶滅危惧種オオバナノエンレイソウ大群落を保全するためにも、防風保安林維持のためにも、このエリアの開発は避けるべきである。	不採用	No.1の回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
22	樽川西地区は東西に走る防風林の南側は住宅地に近いので、避けるべきである。	その他	No.6的回答を参照ください。
23	生振南地区は、「水と緑の基本方針」において、「紅葉山砂丘の保全」の印がある。ネイチャーポジティブが呼ばれている現在、開発優先の考え方を改める必要性が求められている。本当にここは開発してよい場所なのか、農業、自然保護、環境維持等、様々な視点から再考すべき。	参考	紅葉山砂丘や保安林が緑の基本計画において保全すべきとされていることは、市といたしましても認識しております。 立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
24	ITや物流系であれば新港に近い樽川西・東地区にすべき。生振南地区は殺風景な工場群より、直売所や農園カフェ等の方が相応しいと考える。	不採用	生振南地区は国道が通過しており、交通利便性の高さという優位性を持っているため、産業系土地利用を検討する区域として位置づけております。また、この区域を一律に工業団地として開発するものではなく、地域の産業振興に寄与する必要最小限の産業立地を想定しております。 立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
25	地域未来投資促進法における開発は、地域住民・石狩市民が賛同を示さない場合は、早計に開発を進めてはならないと思います。	参考	具体的な立地計画が生じた場合、地域住民・石狩市民の理解と納得を得ることが極めて重要であると認識しております。 地域未来投資促進法における開発は、国や北海道との協議や、関係法令に基づく手続きを踏まえながら、広域的な視点や将来のまちづくりの方向性も考慮しつつ、法令・制度に基づく基準と、地域の皆様のご意見の両方を総合的に勘案しながら、慎重に判断してまいります。
26	素晴らしい防風林、アカモズの生息地、繁殖地であり、「樽川東」、「生振南」を対象区域にすることに反対です。	不採用	No.1的回答を参照ください。
27	遮断緑地が新港地域と地域外を画する目的は、石狩市民の住環境を守るためにほかなりません。花川地区の住民の住環境を守るための遮断緑地よりも住宅地に近い対象区域の「樽川東」は、産業系土地利用をしないでください。	その他	No.6的回答を参照ください。